

# 社会福祉法人 豊丘村社会福祉協議会 法令遵守規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会（以下、「法人」という。）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等がすべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、法人の役員及び職員、派遣労働者をいう。

4 この規程において「法人の事業活動」とは、法人定款に規定する事業の活動をいう。

## (役職員等の責務)

第3条 役職員等は、法人の事業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の事業活動の一端を担っていることを深く意識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

## (法令遵守責任者等)

第4条 法人の、法令遵守統括責任者は会長とする。

2 会長は、法令遵守の推進について統括し、法人全体における法令遵守体制の確立を図る。

3 法人事務局に法令遵守責任者を置き、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

## (法令等の遵守)

第5条 役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当っては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図る為には、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第7条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(法令等違反の通知)

第8条 役職員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正な行為処理を発見した場合は、直ちに法令遵守責任者に通報するものとする。

- 2 法令遵守責任者は、役職員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、法令遵守統括責任者へ報告する。
- 3 法令遵守統括責任者は、法令遵守責任者から報告のあった事案のうち、重要な事案については、第三者委員に報告し、対応を協議するものとする。
- 4 役職員等は、不正行為の事案によっては法令遵守統括責任者へ直接報告をすることができる。この場合、法令遵守責任者は、当該役職員にいかなる不利益行為もしてはならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

# コンプライアンス基本方針

社会福祉法人 豊丘村社会福祉協議会

## 理 念

事業体は社会的存在であり、社会の一員としての役割を担っています。

コンプライアンス（法令と倫理の遵守）は事業体存続の基盤であることを認識し、役員・職員一人ひとりが事業活動において法を遵守することはもとより、倫理観と法の精神に則った事業活動を行っていくことをめざします。

このため、コンプライアンス実行のための行動指針を定め、豊丘村社会福祉協議会（以下「社協」という。）全ての役員・職員一人ひとりは、これを厳守し日々行動することとします。

平成27年4月1日

## 方 針

- 1 法令や社協諸規程を遵守するとともに、高い倫理観を持って自らを律します。
- 2 行政・地域社会とは公正で透明な関係を維持し、反社会的勢力とは対決します。
- 3 地域社会の一員として社会貢献活動を推進するとともに、環境の保全に努めます。
- 4 福祉に携わるすべての人々との関係を重んじ、公正な事業活動を行います。
- 5 職員一人ひとりの人権と人格を尊重して公正に処遇し、職場環境の安全を確保します。
- 6 情報を適正に管理し、適時、適切に情報開示します。